主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理 由

上告代理人の上告理由は、末尾別紙記載のとおりである。

論旨第一点に対する判断(三の(1)(2)(5)については第二点と共に判断する。)

上告人が、その主張の土地に対して有すると主張した利用権が地上権であることは、第一審以来主張して変らないところである。土地を使用する権利が、地上をあるか、賃借権であるか、将又使用貸借上の権利であるかは、権利を特定するある。当事者がこれを明確に主張する必要がある。ことに地上権であれば物権である。賃借権であれば債権であつて権利の内容も著しく異るものであるから、そのも者は全然別異な権利である。それ故、裁判所としては上告人が明確に地上権を主ている場合である本件では、その地上権の有無のみを判断すれば十分であるの場合当事者に対し、その主張する権利が或は賃貸権又は使用権ではないのから、本計は又仮定的に賃借権が使用権をも主張する趣旨ではないかなどを釈明する義務に、近つて、原判決には、上告人主張のような釈明権の不行使による審理不尽、理由不備の違法がないから、本論旨は理由がない。

第一点の(三)(1)(2)(5)及び第二点に対する判断。

建物とその敷地の所有者が同一人である場合に、その建物のみを譲渡した場合に、その建物を取毀建物として譲渡するような特別の場合を除いては、建物の譲受人に対しその敷地を使用する権利を設定したと認めるのが通常であることは、上告人主張のとおりである。しかしながら その場合に認められる権利は通常の場合は賃借権であると解するのが相当で、物権である地上権というような強力な権利であることは特別な事情が存しない限り認め難い。

よつて、本件上告を理由なしとして、民事訴訟法第四〇一条によつて本件上告を 棄却し、上告費用の負担について同法第九五条、第八九条を適用して、主文のよう に判決する。

(裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三)